2016/06/23

【報２－１】

（仮称）大路認定こども園整備事業について

草津市

※資料の内容については、現時点の内容であり、今後、条例・規則等の制定や開園準備の都合等により変更する可能性がありますので、御了承ください。

幼保一体化実施スケジュール

《幼保一体化モデル園》　地域・保護者等説明 ------→　開園準備等 ——→

区分	現在の園(所)名	年度別スケジュール				
		H27	H28	H29	H30	H31
幼保連携型	第五保育所	------→ ——→	【開園】矢橋ふたばこども園			
幼稚園型	笠縫東幼稚園	------→ ——→	【開園】笠縫東こども園			
幼保連携型	草津保育所 中央幼稚園	------→	——→	【開園】(仮称)草津中央認定こども園		
幼保連携型	**第六保育所 大路幼稚園**		------→ 事業者募集 プロポーザル	——→ 建設工事 移行保育	【開園】 (仮称)大路認定こども園	

（仮称）大路認定こども園整備スケジュール

項目		H27		H28												H29	H30
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
関係者説明	議会																
	地元											事業者からの説明会					
	私立保育園 私立幼稚園																
	保護者			**大路幼,第六保** 4/13,23,27 5/18,21								事業者からの説明会					
	職員																
実施工程	事業者							事業者公募（2.5か月）		審査決定（2か月）		設計・開発等法令手続 事前準備（4か月） ●協定等締結				工事 移行保育	開園

（仮称）大路認定こども園移転候補地について

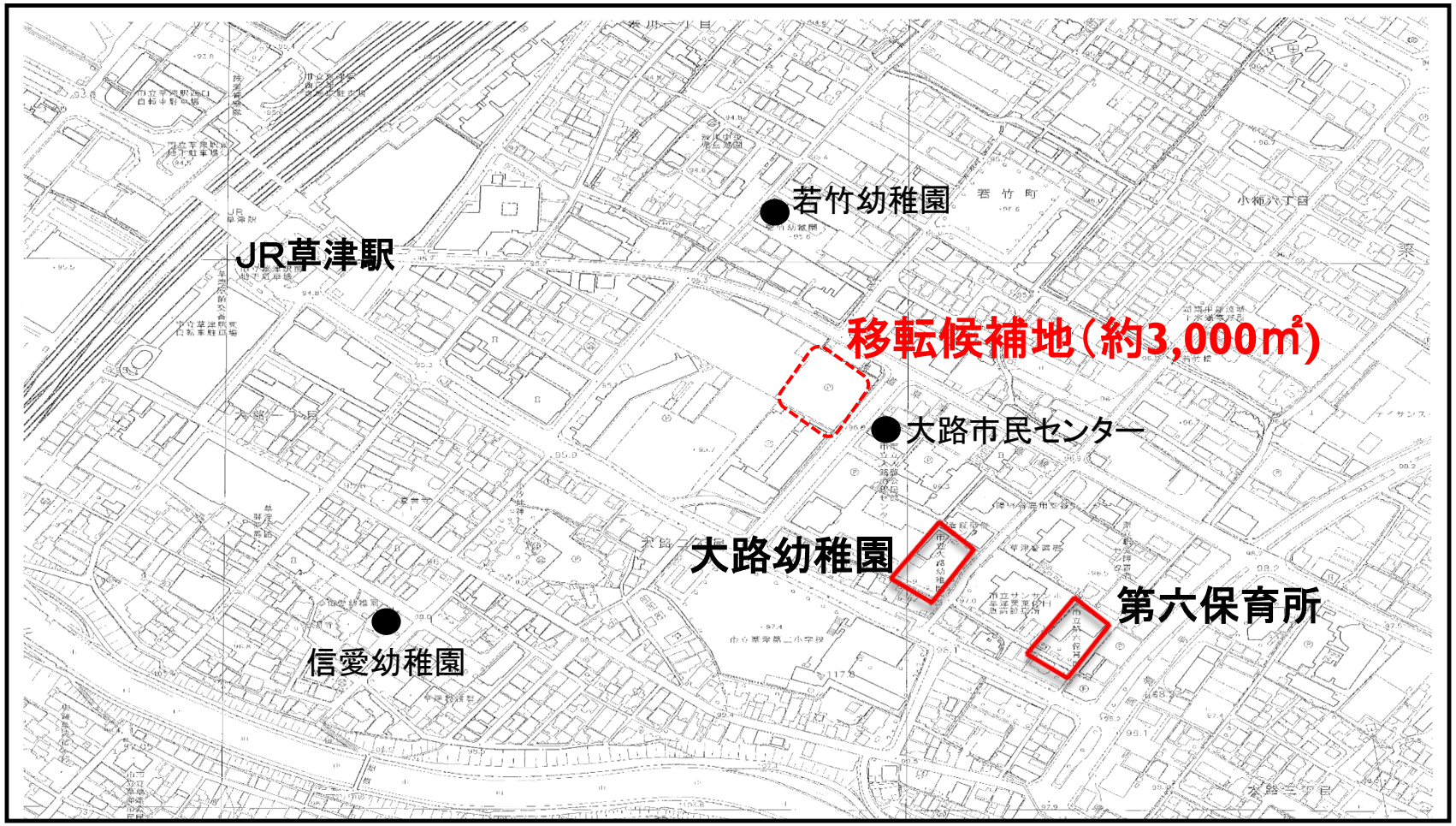

（仮称）大路認定こども園
民設民営方式への移行に伴う対応について

①保育内容・保育サービスについて

②保育教諭の配置等について

③保育内容の質の確保、質の向上について

④移行に伴う保育の支援について

⑤事業者募集・選定について

①保育内容・保育サービスについて

民営化後も変わらないこと

- 基本的な保育時間
- 利用者負担額（保育料）
- 基本的な保育内容（※）
- 給食の自園調理（アレルギー対応含む）
- 障害児保育

※国の定める「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「草津市乳幼児教育保育指針」・「草津市就学前教育・保育カリキュラム」に沿った保育を提供します。

＋

民営化により変わること

- 特色ある多様な保育
- 多様な保育ニーズへの対応

【想定例】
・延長保育時間の拡大
・在園児以外の一時預かり
・休日保育
・特別指導(音楽,美術,体育,英語など)
・宿泊保育
・地域との交流事業　など

多様な保育ニーズへの対応の内容は、事業者からの提案に基づきます。

②保育教諭の配置等について

（仮称）大路認定こども園

職員配置の例
（事業者が雇用）

- **園長**
- **主幹保育教諭**
- **保育教諭**
- **その他の職員**

保育教諭の配置

年齢区分	国基準	草津市の配置
０歳児	児童３人につき１人	国基準に同じ
１～２歳児	児童６人につき１人	１歳児　児童４人につき１人 ２歳児　国基準に同じ
３歳児	児童２０人につき１人	３歳児　児童15人につき１人
４～５歳児	児童３０人につき１人	国基準に同じ

- **保育教諭の配置については、現行と変わりません。**
- **事業者募集に際し、施設長や保育教諭等に一定の経験年数を条件付ける予定です。**
- **開園後も新しいこども園を含め、公私立共同で研修を実施します。**

③保育内容の質の確保、質の向上について

◆協定を締結します（公私連携協定）

施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人であると認められるものを、申請により、「公私連携施設」として、市町村が指定することができます。これにより、市と法人との間で「協定書」を締結することで、移行後においても、市が一定の関与を保ち続けることができます。（認定こども園法第34条）

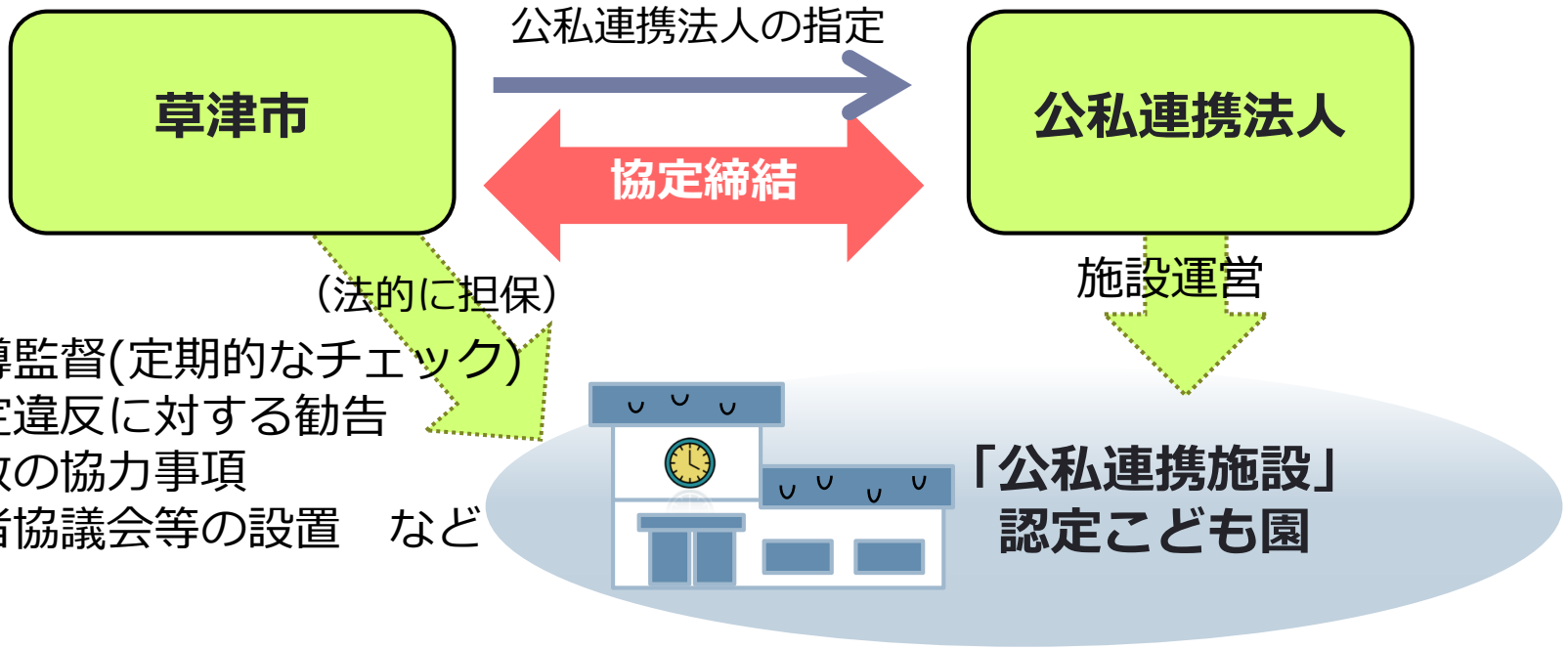

③保育内容の質の確保、質の向上について

◆三者協議会を設置します

市、事業者、保護者（地域）の間で三者協議会を設置することで、移行後の保育内容についての協議等を行います。

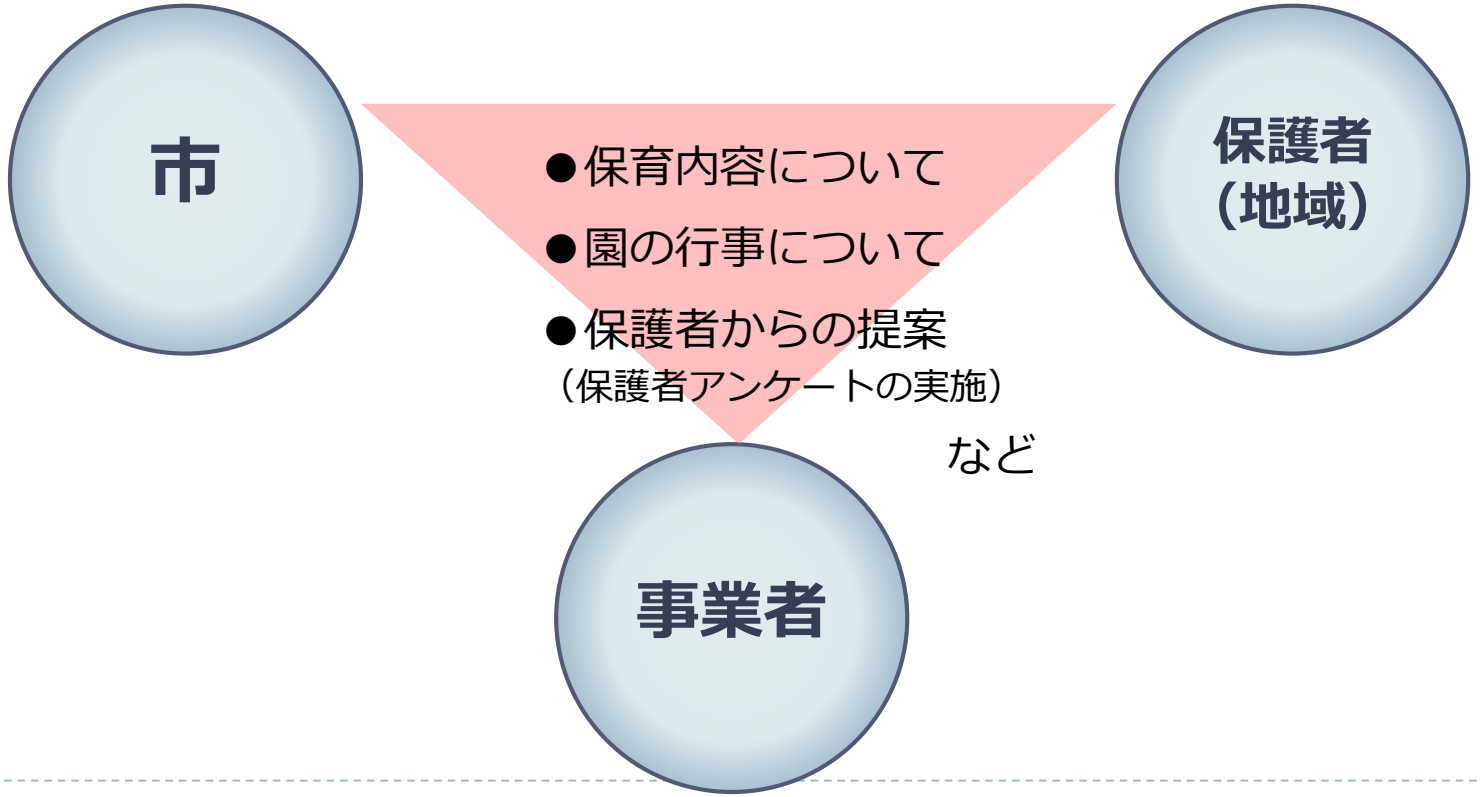

④移行に伴う保育の支援について

◆移行保育を実施します

公立の保育と新しい事業者の保育が融合し、より質の高い新しい保育環境を構築していくことを目的として、移行前の一定期間、事業者の保育教諭を受入れ、市の保育教諭と共同で保育にあたり、きめ細かい引継ぎを行うものです。移行保育によって、子どもが新しい園へスムーズに移行できる環境づくりを行います。

④移行に伴う保育の支援について

移行保育

施設長予定者、主幹保育教諭予定者、クラス担任予定者を予定

【期間】

おおむね移行前１年間

上記の他にも

■市主催の各種研修会等への参加

■職員会議やミーティングへの参加

④移行に伴う保育の支援について

移行保育　【参考】横浜市の例

<table>
<tr><td>時期</td><td>4～11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr>
<tr><td>日数</td><td>週1日</td><td>週2日</td><td colspan="3">週5日</td></tr>
<tr><td>時間帯</td><td colspan="2">開所時間内の6時間</td><td colspan="3">開所時間内の7.5時間</td></tr>
<tr><td>参加職員</td><td colspan="3">施設長予定者
主幹保育教諭予定者</td><td colspan="2">施設長予定者、
主幹保育教諭予定者
保育教諭各クラス１名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">方法</td><td colspan="3">・いろいろな年齢の子どもたちの様子や、施設・設備を把握する。</td><td colspan="2">・次年度担任する予定のクラスに入る。
・次年度担任予定者として保護者に紹介する。</td></tr>
<tr><td colspan="5">・市と事業者の保育教諭による「共同保育会議」を行う。</td></tr>
</table>

④移行に伴う保育の支援について

◆保育訪問を実施します

移行後は、市が事業者に対して、締結した協定内容が守られているかの確認と指導監督を行うとともに、一定期間、現在の施設の職員等が、定期的または行事の際に訪問し、保育内容などについて助言を行います。

現在の施設長やクラス担任を予定

【期間】
おおむね移行後１年間

移行前の職員から事業者へ
保育内容や行事に関することなど、
様々なアドバイス！

⑤事業者募集・選定について

◆事業者募集について

７／１５（金）～９／３０（金）の２か月半を予定しています。
（広報くさつ、ＨＰ等で周知）

（募集要項で定めるもの）
- ●種別　幼保連携型認定こども園
- ●定員　２００人（長時間利用児１３０人、短時間利用児７０人）
- ●応募資格（社会福祉法人、学校法人）
- ●認定こども園の設置、設備・運営等に関する条件
- ●認定こども園での就学前教育・保育に関する条件
- ●施設整備補助　補助時点での施設整備補助制度に採択されることを条件に、市が施設整備補助金を交付（補助率7/8）　など

◆事業者選定について

１０月から１１月にかけて、市が委嘱した専門家等で構成された選定委員会で選定の予定です。具体的な選定方法や選定基準、委員構成等は、今後、決定する予定です。

スケジュールについて

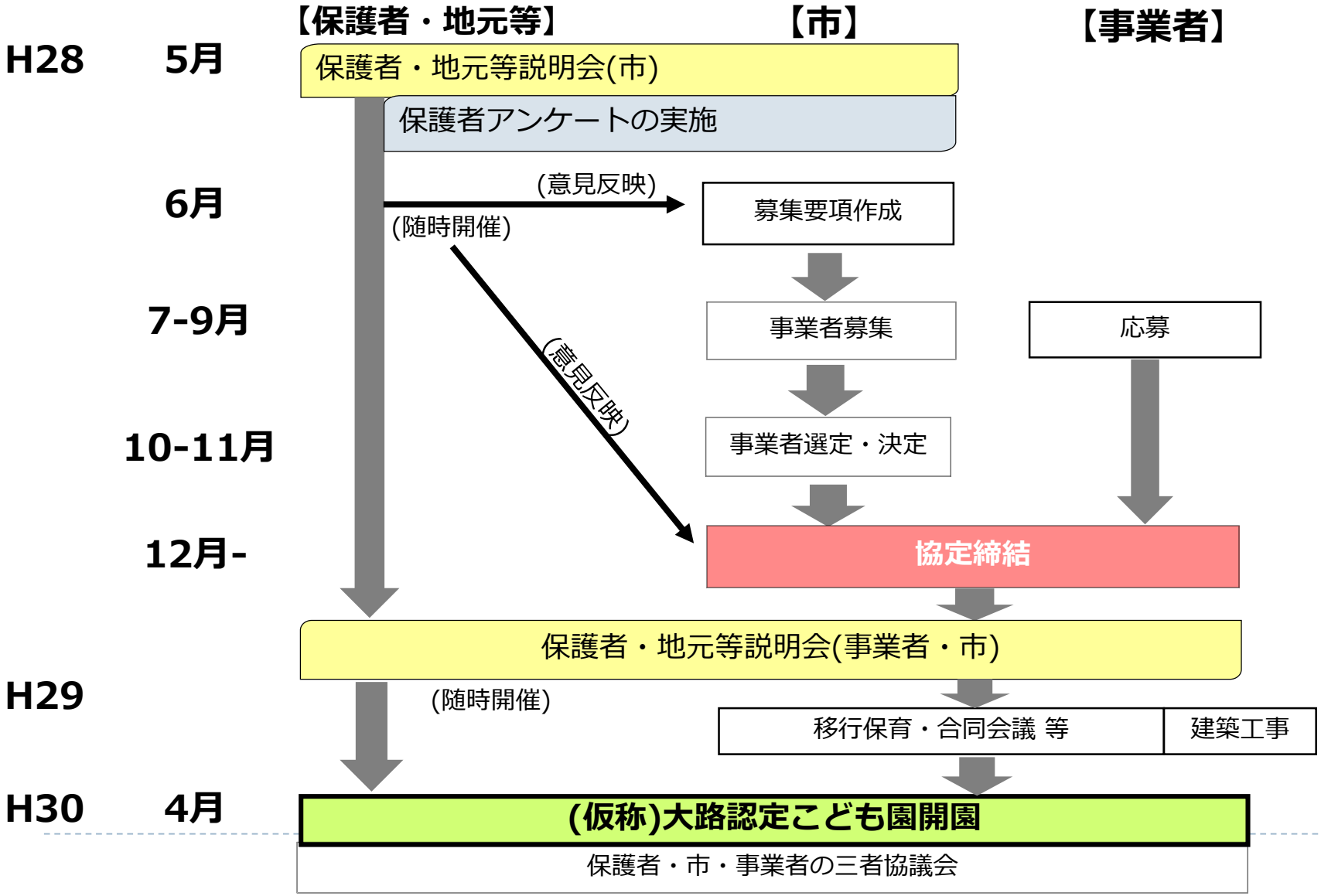
【保護者・地元等】
【市】
【事業者】
H28
5月
保護者・地元等説明会(市)
保護者アンケートの実施
6月
(意見反映)
(随時開催)
募集要項作成
7-9月
事業者募集
応募
(意見反映)
10-11月
事業者選定・決定
12月-
協定締結
保護者・地元等説明会(事業者・市)
H29
(随時開催)
移行保育・合同会議 等
建築工事
H30
4月
(仮称)大路認定こども園開園
保護者・市・事業者の三者協議会